

第2回 大阪市ホームレス対策に関する有識者会議

1 実施日時

令和5年10月26日(木) 19時00分～20時10分

2 実施場所

大阪市役所地下1階 第8会議室

3 出席委員(敬称略)

中山 徹、石川 久仁子、松井 環、工藤 新三、笠原 正之、山田 實、大倉 康弘

4 議事

第5期「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について

5 議事要旨(○:委員、●事務局)

○石川委員

素案14ページのホームレス地域移行支援事業は新規事業ということでしょうか。他都市で実施している同様事業とも併せてご説明をお願いします。

●金崎自立支援課長

地域移行支援事業は、来年度から新規で取り組む事業です。この間、大阪市では集団生活を前提として、施設を活用し支援を行なってきましたが、自立に繋がりにくい現状を鑑み、自立支援住宅を活用し個別支援を実施していこうと考えています。

東京都でも居宅を提供し支援を行なっていますが、生活保護を申請する意思のある方を対象に支援していると聞いております。大阪市では生活保護への移行が決まっていない方に対しても支援を実施していきたいと考えています。

○山田委員

地域移行支援事業は各区が主体に実施するということですか。

●金崎自立支援課長

各区には窓口的な役割を担っていただき、そこからの支援は福祉局が委託する事業者を実施していただきます。

○松井委員

地域移行支援事業ではあいりんシェルター利用者を一定想定していると思いますが、利用者は高齢化が進んでおり、就労自立が難しいと思います。地域移行支援事業での支援期間を区切ってしまうと、再野宿やあいりんシェルターに戻るようになってしまうように感じるが、その支援方法などは考えているのですか。

●金崎自立支援課長

一時生活支援事業のスキームを活用するので、支援期間は原則 3 カ月、最長6カ月の期間が設定されます。6カ月で自立に繋がらなかった場合は、必要に応じて期間を延長して支援を実施していこうと考えています。

○松井委員

個室化という観点では、若年の方ほど個室を希望する割合が高いように思います。自立支援センター等の個室化を進めていくような考えはありますか。

●金崎自立支援課長

自立支援センターについては、就労自立の最終的な段階として、アパートを 12 室用意して支援を行なっています。また生活ケアセンターについても、今年度から個室を用意し支援していく形をとっております。

時代の流れとしても、集団での支援を個室での支援に移行していく必要があると認識しています。

○笠原委員

素案 11 ページフロー図の自立支援センターのところに、賃貸住宅型による生活訓練とありますが、今後は一定の条件を付け、各区の支援窓口を通じ、若年層を対象とした支援も検討する余地があると思います。

また素案5ページから事業別に記載がありますが、ホームレス特別措置法と生活困窮者自立支援法のどちらの法を基に実施しているのか、分かりやすくしていただければと思います。

併せて 19 ページにはホームレス特措法についての記載のみですが、恒久法である生活困窮者自立支援法は、特措法の失効とは無関係ですので、誤解が生じない表現に変えていただくようご検討いただければと思います。

○山田委員

飛び込みで支援が必要な方が来た時に、寝る場所等の支援をして、本人の意向を聞きながら居宅へ移行していけるような仕組みもしっかりと考えておく必要があると思います。

○石川委員

ホームレス特別措置法、生活困窮者自立支援法、住宅セーフティネット法との重なりがあると思います。それぞれの法律の中で実施される取り組みを、互いに協力しながら実施し、役割分担をしていく必要があります。

住宅セーフティネット法では、ホームレスの方に対する対応力が弱かったりしますが、高齢者や障害がいますの方が入居可能な住宅についても、こちらの法律で動いていただくといった形で対策をお願いしたいと思います。実施計画に掲載するフロー図にも、重なりが分かるように記載していただきたいと思います。

また、素案 12 ページのウ「市営住宅の空き住戸活用による、シェルターの設置促進」というのは、今回初めての取り組みということで、各区の市営住宅に空きがあればシェルターとしての活用を検討しているということでしょうか。

●田中生活困窮者自立支援担当課長

居住支援法人などの様々な団体で、居住支援を実施する前に一時的に入っていただく場所が必要であると考えています。しかし、民間物件ではシェルターのような使用用途ではなかなか貸していただくことができないといった場合も考えられますので、市営住宅の空き住戸を目的外使用の許可をお出しする形で進めていきたいと考えています。

○中山座長

フロー図に民間事業者の取組まで入れてしまうと複雑になってしまう。
一方で、大阪市の場合、あいりん対策とホームレス対策の二元構造となっているため、笠原委員が言われたように、根拠法令を書くなど何らかの形で分かりやすいようにした方がよいというのは良くわかる。

●金崎自立支援課長

対象者すべての支援の在り方をこのフロー図に書くと複雑になってしまうので、柱となる施策を掲載しているところです。

○中山座長

法に基づいた計画なので、大阪市としての全体像は見えにくいとは思う。

●向井自立支援室長

民間の様々なNPOが、安定した居住をお持ちでない方の支援をされていると思いますが、そこで受け入れてもらえない方については、行政で支援していく必要があると考えております。

この素案フロー図には、生活困窮者自立支援法の理念を盛り込んだうえで、支援の入口として自立相談支援機関というものを書かせていただいております。衣食住の住むところについては、継続的かつ莫大な経費が必要になってくると考えられ、大阪市の施策の中で支援していく必要があると考えています。

大阪市内のホームレスについては、様々な施策を実施するなかで減少し、今が個別支援を行なうタイミングであり、それが可能であると考えております。

健康管理についても、安定した居住が確保して行くことが一番効果が出てくるものだと思いますが、工藤委員より何かご意見いただければ幸いです。

○工藤委員

現在は、結核があるかないかを見ているだけなので、例えば看護師さんや保健師さんが中心となって、ゆっくと話を聞けるような場があればいいなと思います。また結核対策について、具体的な数値目標を決められた方がよいのではないかと思います。

●金崎自立支援課長

検討させていただきます。

○石川委員

先ほどの向井室長のご説明はよくわかりますが、民間団体が支援しきれないところを行政が支援するのではなく、行政が取り組む施策でカバーできないところを民間団体が支援しえていく順番ではないかと思いません。

○笠原委員

11 ページフロー図の自立支援住宅ですが、各区窓口の担当者が、ある程度前さばきをできるように、どのような人が、どの支援の対象者であるのかについて、もう少し表現を加えていただければと思います。

○中山座長

今回のフロー図は前回フロー図と比較して、支援対象者のところが違うので、どのように見ればよいかという質問は出てくるかなと思っております。

●金崎自立支援課長

今回のフロー図の重要な点は、居宅へといかにして移行していただき、その後安定した居宅生活を営んでいただけるかというところであり、前回と違うところはありますが、今回は転換期だと考えております。

○中山座長

書き方は問題ないと思いますが、今までは俗にいう類型論が前提でしたが、支援を望まない方はずっと残っています。従来の類型論から居宅移行を意識したフロー図に変化していくことが、現在までの経過を見ている人は認識できますが、何か工夫の余地があるのではないかと思います。